（注意）

1．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

2．基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。

3．第35条第１項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。

4．基準適合認定建築物が戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。

第十六号様式（第三十六条関係）（Ａ７）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期間１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第22条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第13条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条　第13条第１項、第15条第４項又は第27条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第十七号様式（第三十七条第一項関係）（Ａ４）

（第一面）

認　定　申　請　書

年　　月　　日

所管行政庁　殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（管理者等）の氏名又は名称
及び法人にあってはその代表者の氏名　　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第１項の規定に基づき、区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受　付　欄	認定番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（第二面）

1．区分所有建築物及びその敷地に関する事項

［地名地番］
［建築物の階数］　地上　　階　地下　　階 ［延べ面積］　　㎡